

技術認定制度規則 施行細則

腹腔鏡（新規申請・新規再申請）

【Ⅰ】技術認定申請要件（規則第14条より抜粋）

技術認定を申請する者は次に定める要件を満たす必要がある。

- 1) 継続3年以上本学会会員であること。
注：3年とは入会後連続して36ヶ月以上の会員履歴をいう。休会期間は会員履歴に含めない。
- 2) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であること。
- 3) 産婦人科専門医取得後に、通算2年以上の産婦人科内視鏡手術の修練を行っていること。腹腔鏡技術認定医を申請しようとするものは、うち、6か月間以上の日本産科婦人科内視鏡学会指定の認定研修施設において、修練を行わなければならない。なお、この条件を満たさない場合は、認定研修施設の技術認定医のもとで、執刀医もしくは助手として25例以上の腹腔鏡下手術に参加すること。
- 4) 術者として100例以上の腹腔鏡下手術の経験を有する。（ロボット支援下手術は含まない）
注：日本内視鏡外科学会への申請は腹腔鏡下手術のみで行う。
- 5) 産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等に複数回出席していること。
- 6) 国外、国内内視鏡関連学会、および公益社団法人日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認め研修出席証明される都道府県レベル以上での関連学会、または本学会が認定する研修会において、筆頭演者として学会発表5題以上の内視鏡手術に関係する発表があること*。
この学会発表は技術認定制度委員会の審査により内容が適切であると認められたものでなければならない。また本法人が開催する学術講演会において、1回以上筆頭演者として学会発表することが必須である。
- 7) 国内外において、内視鏡手術に関係する論文を、査読の証明がある医学雑誌に発表していること
【論文5題以上（内1題は筆頭著者）】*。
*本法人主催実技研修会、本法人主催縫合結紮講習会、本法人が認定する実技研修会（ウェット・ラボのみ）、本法人学術研修会及び日本内視鏡外科学会（以下JSES）教育セミナー、JSES内視鏡下縫合・結紮手技講習会への参加1回は、学会発表1回、または論文発表（筆頭著者以外）1回のいずれかに相当する。なお代替の場合にも内視鏡手術に関係する学会発表3題、論文発表3題（内筆頭1題以上）は必須とする。
*ロボット支援下手術およびマイクロ波子宮内膜アブレーション（以下MEA）に関しては、内視鏡手術に関係する論文に含んでよい。
- 8) 本学会の技術認定を有していたが更新申請ができずに失効したものは、【Ⅲ】（1）提出書類、に記載がある書式のうち、1）技術認定申請書・履歴書（腹腔鏡 様式第1号）、6）提出症例動画添付用症例レポート（腹腔鏡 様式第3号一団）に加えて、技術認定証のコピーを添付する。

【Ⅱ】申請手続き

- (1) 申請受付期間：毎年2月1日より2月末日（当日消印有効）
- (2) 審査手数料：30,000円

技術認定申請の審査費用はいかなる理由があっても返却しない。

受付期間末日までに下記へ振込むこと。

◆ 審査手数料振込先 ◆

三菱東京UFJ銀行 六本木支店 普通預金 0438765

シャ) ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ ニンテイジギョウ

注：振込用紙には、必ず学会会員番号、氏名、所属の順に明記すること。

- (3) 申請に必要な提出書類、添付書類の全て、症例DVD1枚(またはUSBメモリ)と上記振込み領収書のコピーを郵便簡易書留または宅配便にて学会事務局宛(【IV】参照)に送る。

【Ⅲ】提出書類・添付書類・提出症例動画

(1) 提出書類

1) 技術認定申請書・履歴書(腹腔鏡 様式第1号)

注1: 調査普及(合併症)アンケートに回答していることが必須である。

注2: 書類審査合格証を有するものは、そのコピーを併せて提出する。日本産科婦人科学会専門医認定証(写)は専門医認定期間の確認のため、書類審査合格証とともに必ず送付する。

注3: 子宮鏡技術認定医既取得者は、子宮鏡技術認定証のコピーを添付することで研修履歴、学会発表一覧および、研究論文一覧の書類の提出を省略できる。

2) 研修履歴(腹腔鏡 様式第2号)

研修施設、学会や研究会、研修会、セミナー等毎にそれぞれ研修実施年月順に記載。

学会や研究会は研修施設及び場所の欄へ、第何回～第何回参加と纏めて記載可。

3) 手術実績一覧(腹腔鏡 様式第3号—Ⅰ)

以下①～④を全て記入する。

- ① 術者として経験した腹腔鏡下手術の症例: 100例記入。

注: 腹腔鏡検査のみ(腹腔内観察・生検も含む)及びロボット支援下手術は手術実績として認められない。

- ② 手術名は、腹腔鏡下・・・の様に明記する。なお英文表記は可とする。

- ③ カルテ番号は個人情報保護の観点から、下2桁は、〇〇の様に記載する。

- ④ 非常勤の施設で経験した内視鏡手術の症例も含めて記載可。従ってここでの施設名は履歴書における研修施設と一致しなくてもよい。

4) 学会発表一覧(腹腔鏡 様式第3号—Ⅱ)

筆頭演者としての内視鏡手術に関する学会発表を5題記入(抄録集のある学会)。発表者名は全員記載し、学会名・開催地・年月日は正確にすべて記載し、記入した5題の学会発表抄録集コピー*を、1部添付。

学会発表を研修会出席で代替する場合には、その内容を正確に記載し受講証のコピーを添付。

*投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。但し、発表された証となるプログラムのコピー添付があれば可。

5) 研究論文一覧(腹腔鏡 様式第3号—Ⅲ)

内視鏡手術に関する研究論文を5題(うち1題は筆頭著者)記入。著者名(全員)・論文題名・雑誌名・年;巻:頁一頁は正確に記載。記入した5題の研究論文についてそれぞれ別刷またはコピー(最初の頁のみで可)*を添付。査読の証明がある医学雑誌とする。

研究論文を研修会出席で代替する場合には、その内容を正確に記載し受講証のコピーを添付。

*投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。

6) 提出症例動画添付用症例レポート(腹腔鏡 様式第3号—Ⅳ)

申請用と審査用の2種類を記載し、申請用1枚、審査用2枚を提出する。

なお、最終的な病理診断を記載すること。

7) 腹腔鏡下手術研修了証明書(腹腔鏡 様式第7号—Ⅰ、Ⅱ)

技術認定制度規則第14条3)より新規申請の際には以下のいずれかの研修が必要となる。

- ① 6カ月間以上、認定研修施設に常勤で所属し研修を行う。

- ② 認定研修施設の腹腔鏡技術認定医のもとで、術者または第一助手として25例以上の腹腔鏡下手術に参加する。

様式第1は、①の研修期間条件を満たす申請者用のものであり、6カ月間の研修期間における勤務先が2ヶ所以上に渡る場合には様式第1をコピーして、全ての研修施設における研修期間につ

いて記載する。

様式第2は申請者が②の手術件数条件を満たす申請者用のものであり、腹腔鏡下手術実績一覧の腹腔鏡下手術名の後の「術者」または「一助（第一助手のこと）」を円で囲む。

様式第1または様式第2のいずれかを提出すること。

8) 提出書類の内容不備について

提出書類内容の不足・不備、動画条件の不備のある場合は不合格になる。

注意：動画添付用症例レポートは以下の注意事項に従うこと。

注1：症例の背景、術式などが理解しやすいように400字以上800字以内に纏めて記載し、裏面には必要に応じて図表を貼付する。提出症例動画については原則として保険収載のものとし、ロボット支援下手術は動画審査対象には含まれない。

注2：提出動画の技術認定申請使用に関して患者へのインフォームドコンセントは必ず実施し、**文書による同意を得ることを必須とする。**

注3：証明者の欄には、申請者本人が術者として症例の手術を担当していることを証明できる者の所属・職およびサインを記入すること。直接手術に携わった助手、麻酔医、看護師でよいが、所属施設長、診療科長等もでもよい。

注4：術者および助手の立ち位置と全てのトロカールの挿入位置を裏面に明記すること。手書きでも可。ただし、申請者・助手・施設・患者が推察されうる情報を入れないこと。**これら情報が入っている場合には審査対象外となる。**

(2) 添付書類

以下の順番に提出書類とともにファイルし、提出症例動画と合わせて提出

- 1) 技術認定申請書・履歴書
- 2) 研修履歴：学会参加は参加証明書（ネームカードコピー等を研修履歴記載順に閉じて添付）
- 3) 内視鏡手術実績一覧（一覧は纏めて左上ホッチキス止めのこと）
- 4) 内視鏡手術関係の学会発表一覧
*抄録コピーは**一覧に記載順に纏めて左上ホッチキス止めし、一覧へ添付。**
*一枚のページに複数の抄録が記載の場合には、該当抄録にレ点チェックのこと。
- 5) 内視鏡手術関係の研究論文一覧
*論文コピー又は別冊は**一覧記載順に纏め左上ホッチキス止め、またはクリップ止めし一覧へ添付。**
*子宮鏡技術認定医既取得者は2）、4）、5）の代わりに子宮鏡技術認定証のコピーを添付。
- 6) 腹腔鏡下手術 研修修了証明書
- 7) 日本産科婦人科学会専門医認定証（写）
- 8) 振込み領収書のコピー
- 9) 提出症例動画添付用症例レポート3枚（申請用1枚、審査用2枚）
- 10) 申請受理確認用の返信葉書（申請者宛の住所氏名を必ず記入すること）

***更新申請失効者は、以下の順番にファイルし、提出症例動画と合わせて提出**

- 1) 技術認定申請書・履歴書
- 2) 日本産科婦人科学会専門医認定証（写）
- 3) 技術認定証（写）
- 4) 振込み領収書のコピー
- 5) 提出症例動画添付用症例レポート3枚（申請用1枚、審査用2枚）
- 6) 申請受理確認用の返信葉書（申請者宛の住所氏名を必ず記入すること）

(3) 提出症例動画

- 1) 提出症例動画は、申請時点より 12 ヶ月以内に行った腹腔鏡下手術の未編集動画ファイルとする。動画の保存条件は、以下の記載に従うこと。
- 2) 提出した症例動画を、コンセンサスメETINGなど教育的目的で使用する場合がありますため、教育的目的の使用に関し同意が得られなかった場合には、申請書類にその旨記載のこと。
- 3) 動画作成における注意事項、提出症例動画の保存、提出方法
 - ① 民生用（家庭用）DVD レコーダーで保存する場合
DVD にダビングのうえで、ファイナライズして提出する。
記録方式は DVD ビデオモードで記録する。（VR モードを使用した場合、再生が担保されず評価不能につき不合格となりうるので注意すること）
録画モードは
SP モード（DVD 1 枚あたり約 2 時間/MPEG-2TS 720x480 29.97fps 5Mbps）または
LP モード（DVD 1 枚あたり約 4 時間/MPEG-2TS 720x480 29.97fps 2.5Mbps）とする。
LP モード以上の画質を使用すること。EP モードでの提出は認められない。
 - ② 業務用レコーダー・もしくは PC でファイルとして保存する場合
ユニバーサル（ディスク）フォーマットした DVD に動画データをコピーして提出する。
動画データが SD 画質の場合は、民生用 DVD レコーダーの録画モードに準じる。
動画データが HD 画質以上の場合はファイルサイズが大きくなることを避けるため、動画データを圧縮して提出する。推奨される設定は、MPEG-4 AVC/H.264 1280x720 29.97fps 2Mbps（1 層 DVD1 枚あたり約 3～4 時間）～3Mbps（1 層 DVD1 枚あたり約 2 時間）とする。
 - ③ 記録メディアは、原則 1 層 DVD-R 1 枚を使用し、他の形式の光ディスクでの提出は認めない。提出者の利便性を考慮して 4Gbytes までの容量の USB メモリも提出の記録媒体として認める。提出メディアは原則として返却しない。
 - ④ いずれのメディアを使用する場合でも、再生が可能であることを提出者自身が確認したうえで提出すること。動画の再生確認には、VLC メディアプレイヤー（Windows/Mac : <https://www.videolan.org/vlc/index.ja.html>）を推奨する。
 - ⑤ 匿名での審査を担保するため、動画の録画内容に申請者・助手・施設・患者が推察されうる情報を入れないこと。これら情報が入っている場合には審査対象外となる。
 - ⑥ 動画の未編集とは、トロカール挿入から、トロカール抜去までの全手術経過を記録したものをいう。
 - ⑦ 体外操作時の録画一時停止は編集と見なされ、評価不能となり不合格となることがあるので注意すること。（過去の評価を鑑みて、体外操作についても進捗が分かる程度の映像を撮影しておくことが望ましい。）
 - ⑧ 施設等の規定として撮影している患者 ID/カルテ・画像・術者の顔などについてのカット編集は編集とは見なされないが、手術操作中にこれら情報が入っているものは審査対象外となるため留意すること。その場合、カット編集、または施設名を消すなどの行為を行った旨を動画添付用症例レポートに記載すること。
 - ⑨ 提出にあたっての動画フォーマット変更も編集とは見なされない。

【IV】 認定審査に関する注意事項と規則の変更

(1) 審査結果について

技術認定制度委員会による審査結果の理事会承認後、合否通知と合わせて提出症例動画の審査をした技術審査委員からのコメント及び評価の合計点数を申請者に返送する。
技術認定制度委員会は、委員会および理事会にて承認された審査結果の見直しは一切行わない。また、添付コメントや審査内容に関する質問も一切受け付けない。

(2) 書類審査合格証の交付

- 1) 腹腔鏡技術認定審査において書類審査で合格したものは、翌年以降の新規申請をする場合、学会から交付された書類審査合格証のコピーを提出することで【Ⅲ】(2)の2)、3)、4)、5)の提出は免除される。
 - 2) 子宮鏡認定資格を有するものは、子宮鏡技術認定証のコピーを提出することで、【Ⅲ】(2)の2)、4)、5)の提出は免除される。
 - 3) 書類審査合格証を紛失した場合は、有償で再発行できる。
- (3) **申請書類提出宛先および問い合わせ先**
一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 事務局
〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル (株)コンベンションリンクージ内
TEL : 03-3263-8697 E-mail : jsgoe@secretariat.ne.jp

(4) **本細則の変更**

本細則の変更にあたっては技術認定制度委員会にて決定し、理事会、社員総会に報告する。